

第 60 回アジア開発銀行年次総会ロゴマーク作成業務委託仕様書

1. 業務名

第 60 回アジア開発銀行年次総会ロゴマーク作成業務委託

2. 業務目的

令和 9 年 5 月に愛知・名古屋で開催される第 60 回アジア開発銀行年次総会（以下、「年次総会」という。）の PR を目的とし、開催都市としてアジア開発銀行（以下、「ADB」という。）に提案するロゴマークを作成する。

3. 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4. 委託内容

以下の内容を踏まえ、ロゴマークを作成する。

なお、ロゴマークは、ADB の公式ロゴ、イベントアイコン及びワードマークにより構成される。詳細は、ADB が年次総会の開催にあたって要件等を定めたグリーンブック (<https://egreenbook.adb.org/chapter-5-1>) を参照すること。

(1) ロゴデザイン（イベントアイコン及びワードマーク）案の作成

- ・ ADB の指定する基準を順守すること。
- ・ ADB の活動の趣旨等を鑑み、年次総会のロゴとしてふさわしいロゴデザインを作成すること。
- ・ ロゴデザインは、ADB の公式ロゴと並べて利用することを意識したデザインとすること。
- ・ 日本及び愛知・名古屋らしさを感じられるデザインとすること。
- ・ 国内外において広く一般の目にとまるものであることを踏まえ、わかりやすいデザインとすること。（作成したロゴは、印刷物、ノベルティグッズ、ホームページ及び総会会場周辺のバナーなど多様な場面での使用を想定。）
- ・ カラー及びモノクロで作成すること。

(2) イベントアイコン案の提出

- ・ 4 種類のイベントアイコン案を提出すること。なお、企画提案書において提案した案を含めてもよいこととする。
- ・ 未発表で、オリジナル作品であること。
- ・ 既登録商標又は類似登録商標が無く、国内において、商標登録が可能なものであること。

- ・提案するイベントアイコン毎にコンセプトシート（様式、文字数は自由）を作成すること。
- （３）最終ロゴデザイン（イベントアイコン及びワードマーク）の作成
 - ・ロゴデザインは、委託者がADB等と協議のうえ決定する。ただし、ロゴデザイン案の提出後においても、最終ロゴデザインとするために必要なデザイン変更や修正については、受託者は委託者の指示に従い随時対応すること。
- （４）ロゴデザインガイドライン案の作成
 - （ア）以下の事項を記載したロゴデザインガイドライン案を作成する。
 - ※ロゴデザインガイドラインとは、ロゴデザイン等を使用する広報・広告活動、備品、看板等、人々の目に触れる物すべてに対し、ビジュアルイメージの統一を図っていくためのマニュアルのことを指し、ロゴデザイン等の使用方法等についての基準を定めたもの。
 - ・ロゴデザイン（カラー・モノクロ）
 - ・ロゴにかかるデザインコンセプト
 - ・清刷データ（カラー色指定、モノクロ色指定）
 - ・余白（アイソレーション）／最小使用サイズ・使用禁止例
 - ・使用例
 - ・ロゴデザインの使用手続き等
 - （イ）内容について委託者と協議し、必要に応じて修正すること。

５．成果物

以下のものを CD-R 等の媒体に記録し納品すること。

成果物／規格	納期限
・イベントアイコン案（４種類）／Illustrator 形式、PNG 形式、JPEG 形式、GIF 形式 ・各コンセプトシート／PDF 形式	令和 7 年 9 月 22 日（月）
・ワードマーク案／Illustrator 形式、PNG 形式、JPEG 形式、GIF 形式	別途指示する日
・最終ロゴデザイン（イベントアイコン及びワードマーク）／Illustrator 形式、PNG 形式、JPEG 形式及び GIF 形式 ・ロゴデザインガイドライン案／PDF 形式	別途指示する日

６．納品先

第 60 回アジア開発銀行年次総会愛知・名古屋支援実行委員会事務局
 （名古屋市総務局総合調整部総合調整課内）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 名古屋市役所本庁舎 4 階

7. 業務実施体制

- (1) 本業務を総括する責任者（以下、総括責任者という。）を1名配置するとともに、業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (2) 企画提案書に記載された実施体制の変更は原則として認めない。ただし、総括責任者・業務担当者については、実務経験が同等以上と委託者が認める場合はこの限りではない。

8. 留意事項

- (1) 受託者は、本業務において作成した成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権（同法第18条から20条までに規定する権利）を行使しないものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 受託者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。
また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任、負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。
- (4) 成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定することとする。